

群馬県立精神医療センター医事業務等委託に係る

プロポーザル実施要項

1 趣旨

この要項は、群馬県立精神医療センターにおける医事業務等を委託するにあたり、委託業者を公募型プロポーザル方式によって特定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

群馬県立精神医療センター医事業務等委託

(2) 委託場所

群馬県立精神医療センター

伊勢崎市国定町二丁目2374

(3) 委託期間

契約締結日は令和7年7月上旬（予定）とし、業務委託期間は令和7年10月1日から令和10年9月30日までとする。

※ただし、令和7年7月（契約締結日）から令和7年9月30日までの間に、現受託業者による引継ぎを受けること。（当該引継ぎに係る費用は新受託者負担）

(4) 委託業務内容

委託する業務は主として次の事項及びこれに付随する業務とし、詳細は別途仕様書で定める。ただし、契約時及び契約締結後において、委託者・受託者協議の上、仕様書の内容を変更できることとする。

- ① 外来業務
- ② 入院業務
- ③ 会計業務
- ④ レセプト統括業務
- ⑤ 診療情報管理業務
- ⑥ 診療情報管理業務（DPC 関連）
- ⑦ カルテ管理業務
- ⑧ 病棟クランク業務
- ⑨ その他

3 応募資格

以下の条件を全て満たす法人とする。

- (1) 群馬県財務規則第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿に登載された者。
- (2) 過去5年間に日本国内の一般病床300床以上の病院において、診療報酬請求事務を含む医事業務を実施し、3年以上の受託実績を有する者。
- (3) 群馬県内に本店又は支店・営業所等の拠点を置く者。

- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4各号の規定に該当していない者。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)による更正手続開始の申立てがなされている者
 - ウ 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者
 - エ 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

4 スケジュール

- (1) 募集開始
令和7年4月25日(金)～
- (2) 説明会
令和7年5月15日(木)
 - ・ 詳細は、下記5のとおり
- (3) 質問受付
令和7年5月20日(火) 午後5時まで
 - ・ 詳細は、下記6のとおり
- (4) 参加表明
令和7年5月20日(火) 午後5時まで
 - ・ 詳細は、下記7のとおり
- (5) 提案書提出
令和7年6月10日(火) 午後5時まで
 - ・ 詳細は、下記8のとおり
- (6) 選定委員会
令和7年6月24日(火)
 - ・ 詳細は、下記9のとおり

5 説明会

本事業についての説明会を次のとおり開催するので、応募を予定している事業者は参加すること。
なお、会場準備等の都合上、参加する場合は、令和7年5月13日(火)の正午までに8(2)ウあてに電話連絡すること。

- (1) 日時： 令和7年5月15日(木) 午前10時00分～
- (2) 場所： 群馬県立精神医療センター本館2階会議室

6 質問受付

- (1) 仕様書や業務内容等に関する質問は、別紙様式1により質問書を提出すること。
 - ア 受付期限 令和7年5月20日(火)午後5時までとする。
 - イ 提出先 下記8(2)ウに同じ。
 - ウ 提出方法 予めFAX又は電子メールで送信の上、持参又は郵送で提出すること。
ただし、持参の場合は土日祝日を除き、午前9時から午後5時まで。
なお、持参以外の場合は、到着又は着信を確認すること。

- (2) 質問に対する回答は、令和7年5月30日（金）までに、参加表明書提出者全員に郵送、FAX又は電子メールにより送付する。なお、質問に対する回答は本要項の追加又は修正とみなす。

7 参加表明

- (1) 本件プロポーザル方式に参加し、提案書を提出しようとする者は、次のとおり書類を提出し、参加表明を行うこと。

ア 提出書類

- ① 参加表明書（部数：1部）
- ・ 別紙様式2により作成し、提案者の代表者名で提出すること。
 - ・ 「担当連絡先」は、提案業務の担当者所属・氏名・電話番号・メールアドレス等を適宜記入すること。
- ② 添付書類（部数：1部）
- ・ 過去5年間に日本国内の一般病床300床以上の病院において、診療報酬請求事務を含む医事業務を実施し、3年以上の受託実績を証する書類。

イ 提出期限

令和7年5月20日（火）午後5時までとする。

提出後の変更は認めない。

ウ 提出先

下記8(2)ウに同じ。

エ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）で提出すること。

ただし、持参の場合は土日祝日を除き、午前9時から午後5時まで。

郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

電送による提出は受理しない。

- (2) 参加表明書を提出した者のうち、上記4に定める資格を満たすと認められる者を提案者と認定し、文書をもって通知する。

8 提案書の提出等

- (1) 参加表明を行い、提案者と認定された者に限り、提案書を提出することができる。
- (2) 提案者は次のとおり書類を提出すること。

ア 提出書類

提案書及び添付資料（部数：各15部）

- ・ 提案書の様式及び提案内容は、提案書作成要領によるものとする。なお、提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該提案を無効にし、契約締結後に虚偽であることが発覚した場合には、契約を解除することがある。
- ・ 添付資料は、仕様書及び提案書作成要領に基づき、必要事項について記載した資料とする。

イ 提出期限

令和7年6月10日（火）午後5時までとする。

※ 提出後の変更は認めない。

ウ 提出先

〒379-2221 群馬県伊勢崎市国定町2丁目2374

群馬県立精神医療センター（医事課 石原）

電話番号：0270-62-3311（代表） F A X 番号：0270-62-0088

電子メール：seishini@pref.gunma.lg.jp

エ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）で提出すること。

ただし、持参の場合は土日祝日を除き、午前9時から午後5時までとする。

郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

電送による提出は受理しない。

オ 審査の必要に応じて後日追加資料を求める場合がある。

9 選定委員会

- （1）業者の審査は、「群馬県立精神医療センター医事業務委託業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が評価基準に基づき行う。なお、選定委員会は非公開とする。

選定委員会の委員は下記のとおりである。

委員長：群馬県立精神医療センター院長

委 員：群馬県立精神医療センター副院長

群馬県立精神医療センター医療局長

群馬県立精神医療センター事務局長

群馬県立精神医療センター看護部長

群馬県立精神医療センター技術部長

群馬県立精神医療センター薬剤部長

- （2）ヒアリングの実施

ア 選定委員会は、提出された提案書の内容について、提案者に対して面接ヒアリングを実施する。

イ ヒアリングは、令和7年6月24日（火）に行う。なお、時間及び場所等については、提案者に別途通知する。

ウ ヒアリングは1提案45分程度（プレゼンテーション30分、質疑15分）とする。

エ プレゼンテーションは提出された提案書を基に行うものとし、プロジェクタなどの器材は用いないこととする。

- （3）ヒアリングを経て、提案書の内容について委員による採点評価を行い、選定委員会において総合的に評価して、最も優れた提案を行った者を委託の最優先交渉者として決定する。

- （4）審査結果については、群馬県立精神医療センターから各提案者に文書をもって通知する。

10 契約

- （1）選定された事業者は、群馬県立精神医療センターとの間に委託契約を締結する。

- （2）契約は「請負契約」とする。

- （3）契約内容は、仕様書及び提案書に基づいて決定する。ただし、仕様書に変更が生じる場合には、委託者・受託者協議の上、柔軟に対応すること。

11 その他

- (1) 提出書類について要求した内容以外の書類等は受領しない。
- (2) 提出された参加表明書、提案書及び資料は返却しない。
- (3) 参加表明書、提案書、その他資料の作成及び提出に要する経費は提案者の負担とする。また、プレゼンテーション及びヒアリングへの参加に係る経費も同様とする。
- (4) 提出された参加表明書、提案書及び資料は、本手続きに関する作業において必要な範囲で複製を作成することがある。
- (5) 提出された参加表明書、提案書、その他資料及びその複製は前号以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (6) 優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。
- (7) その他不明な点については、上記8(2)ウに照会すること。